

新型コロナウイルス感染症対策 関連施策のご案内

日田商工会議所

令和4年5月2日版

1. 支援金・応援金・協力金による支援

(1) 事業復活支援金

- 給付対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小法人・小規模事業者
- 要件 ①緊急事態措置等に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
②2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)売上高が2018年11月又は2021年3月の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して、50%以上又は30%以上50%未満減少したこと
- 給付額 基準期間(2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること))の売上－2021年対象月の売上×5ヵ月(中小法人等 上限250万円/月、個人事業者等 上限50万円/月)
- 申請方法：電子申請 (<https://ichijishienkin.go.jp/get Sujishienkin/index.html>)
- 申請期間 令和4年5月31日(火)まで

2. 資金繰りに関する支援

(1) 日田市「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給」

- 適用対象者 大分県「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」を借り入れた、一定の中小企業者等
- 補助対象上限 融資受けた借入金のうち、運転資金(上限1,000万円)に係る利子相当額(年利1.3%)
- 補助対象期間 借入後3年間(毎年1月1日～12月31日(令和3年は4月1日～12月31日)に支払った額)
- 問合せ先 日田市 商工観光部 商工労政課 地域産業支援係 0973-22-8239

(2) 大分県「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」

- 融資対象者 最近1か月の売上高が前年同期比で3%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が3%以上減少することが見込まれる県内中小企業・小規模事業者
- 融資条件 【資金用途】運転資金(既存借入金の借換え不可)
【限度額】1億6,000万円 【返済期間】10年以内(うち据置2年以内)
【利率】年1.3% 【保証料】年0%(一定の保証認定を受けた場合)、あるいは0.35%
【担保】原則として法人代表者を除いては保証人を徴求しない。担保は必要に応じて徴求。
- 申込先 大分銀行、豊和銀行、日田信用金庫、大分県信用組合、福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行
- 申込期間 当面の間

(3) 日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」

- 融資対象者 次の①、②のいずれかに該当する方
①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のa～cのいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の売上高平均額

- 融資条件 【資金使途】 運転・設備資金 【融資限度額（別枠）】 中小事業 6 億円、国民事業 8, 0 0 0 万円
【返済期間】 設備 2 0 年以内、運転 1 5 年以内（うち据置 5 年以内） 【担 保】 無担保
【利 率】 当初 3 年間基準金利▲ 0. 9 %、4 年目以降基準金利
中小事業 1. 1 1 %（基準）→ 0. 2 1 %、国民事業 1. 3 6 %（基準）→ 0. 4 6 %
- 申込先 日本政策金融公庫 別府支店（国民事業）、大分支店（中小事業）

（4）日本政策金融公庫「特別利子補給制度」

■適用対象者 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者（①～③）のうち、以下の要件を満たす方

- ① 個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ② 小規模事業者（法人事業者）：売上高▲ 1 5 %減少
- ③ 中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲ 2 0 %減少

■利子補給 期間：借入後当初 3 年間 補給対象上限：中小事業 1 億円、国民事業 3, 0 0 0 万円

3. 賃料補助、経費等補助、従業員の雇用維持等に関する支援

（1）雇用調整助成金の特例措置

- 適用対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 等
- 助成率 4 / 5 ～ 10 / 10（中小企業） ■支給限度日数 原則 1 年間で 1 0 0 日（3 年間で 1 5 0 日）
- 特例措置 ①助成額の上限：9,000円～15,000円
②生産指標（緊急対応期間は10%減から5%減に緩和）の確認対象期間を3ヵ月から1ヵ月に短縮等
- 問合せ先 大分労働局大分助成金センター（0 9 7 - 5 3 5 - 2 1 0 0） ハローワーク日田（2 2 - 8 6 0 9）

4. 補助金の活用に関する支援

（1）事業再構築補助金

- 申請対象者 コロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開、業態転換等の事業再構築に取り組む、中小企業者・中堅企業等
- 補助金額（通常枠） 1 0 0 ～ 6 0 0 0 万円（中小企業者等）、1 0 0 ～ 8 0 0 0 万円（中堅企業等） 等
- 補助率 2 / 3（中小企業等） 1 / 2（中堅企業等、4 0 0 0 万円超は 1 / 3） 等
- 申込期限 令和 4 年 6 月 3 0 日(木)(第 6 回締切)。

（2）小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）

感染拡大防止のための対人接触 機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する取組を支援する補助金です。

- 申請対象者 小規模事業者 ■補助上限 1 0 0 万円 ■補助率 3 / 4
- 留意事項 電子申請となり、G ビズ I D の取得が必要になります。

（3）小規模事業者持続化補助金（通常枠）

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援する補助金です。

- 申請対象者 小規模事業者 ■補助上限 5 0 万円 ■補助率 2 / 3
- 申込期限 令和 4 年 6 月 3 日(金)(第 8 回締切)。

■留意事項 申込みにあたり、商工会議所で書類確認作業が必要なため、締切日まで余裕を持った日程（締切1週間前までに）でご相談ください。

（4）ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援する補助金です。

■申請対象者 中小企業・小規模事業者等 ■補助上限 1,000万円

■補助率 1/2～2/3（中小企業） 2/3（小規模事業者等）

■申込期限 令和4年5月11日（水）（第10回締切）。

■留意事項 電子申請となり、GビズIDの取得が必要になります。

※詳細については、日田商工会議所 中小企業相談所（22-3184）までご相談ください。